

◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2007年9～10月号 (Vol.21)

2007年10月25日

JETRO デュッセルドルフセンター

目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。)

ジェトロ・ウェブサイトの欧州の知財ページも併せてご利用ください。

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>

《特許》

- ・ フランス, ロンドンアグリーメントを批准
- ・ 欧州特許庁, 特別調査を各国特許庁へ移管
- ・ 英米特許審査ハイウェイ試行開始
- ・ スウェーデン特許庁, 米国のPCT国際調査を引受け
- ・ 英国知的財産庁, 新しい早期特許・商標審査に関する意見募集を開始
- ・ ドイツ特許商標庁及び欧州特許庁, 特許取得のノーベル物理学賞受賞者へのコメントを公表
- ・ 欧州特許庁, EPC2000対応の審査基準を公表
- ・ ドイツ特許商標庁, 日本国特許庁との特許審査ハイウェイ試行に合意

《意匠・商標》

- ・ 英国知的財産庁, 新しい早期特許・商標審査に関する意見募集を開始
- ・ 欧州共同体, ヘーグ協定ジュネーブアクト加入書を寄託

《模倣品・海賊版対策》

- ・ ドイツ連邦司法省, 反模倣品団体APM, パネルディスカッションを共催
- ・ 欧州委員会及びスイス知財庁, 模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)への取組について公表

《特許情報・電子出願》

- ・ クロアチア知的財産庁，2006年年報公表

《その他》

- ・ 欧州委員会，中小企業による知的財産の利用に関する報告書を公表

欧州知的財産ニュースは、JETROテュッセルトルフセンター産業財産権調査員（北村・中野）により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent_tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。

Copyright (C) 2007 JETROテュッセルトルフセンター(北村・中野) All rights reserved. 本メールの掲載内容を許可なく転載すること、配信された電子メールの第三者への転送、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

《特許》

・ フランス、ロンドンアグリーメントを批准

フランスは、以下の経緯により、ロンドンアグリーメントを実質的に批准した。

8月24日 閣議決定

9月26日 フランス下院（国民議会；Assemblée Nationale）承認

10月9日 フランス上院（元老院；Le Sénat）承認

今後、大統領の署名を経て批准が正式決定されるが、同アグリーメントの推進者であるサルコジ大統領の署名は確実。1999年に翻訳コストの軽減を目的として議論が開始され、翌2000年10月にロンドンで採択された同アグリーメントは、そのちょうど7年後に当たる2007年10月9日、発効が事実上決定した。

欧州を代表する経済団体であるビジネスヨーロッパは、10月10日、批准を歓迎する旨のプレスリリースを行った。「本日は、欧州のイノベーションにとって良き日。欧州ではコストのかからない特許制度が望まれており、ロンドンアグリーメントはこれを実現するとともに、欧州の特許制度の更なる向上へのポジティブな刺激となろう。」とのセリエール会長のコメントが寄せられている。

フランスのフィガロ誌は9日夕方、批准を速報として伝え、EPOも10日、プレスリリース（当初はフランス語）で批准を報じており、欧州内の関心の高さが伺える。1977年10月のEPC施行からちょうど30年後に、奇しくもEPCの翻訳要件を大きく変更する歴史的決定がなされたこととなった。

英、独、仏の3主要国の他、オランダ、スイス、デンマーク、スウェーデン等も批准済又は批准見込み。欧州主要国ではイタリアとスペインが未加入だが、今般のフランスの批准を機に、両国におけるロンドンアグリーメント加入への議論が加速され、また加入への圧力が高まることも予測される。

今後、フランス政府が批准書をドイツ政府に寄託してから4ヶ月後の月の初日*に同アグリーメントは発効する。発効後に発行される欧州特許公報（European Patent Bulletin）に掲載される欧州特許から、同アグリーメントは適用される。フランスの知財関係者によれば、来年の4月又は5月に、同アグリーメントは発効するのではないかとの見通しもなされて

いる。

(*) 寄託してから4ヶ月後の月の初日

例えば、1月のいずれかの日に寄託した場合、5月1日を意味する。

ー フランス知的財産庁 (INPI) に掲載された上院の同アグリーメント批准承認の記事については、以下参照 (仏語) ー

http://www.inpi.fr/fr/l-inpi/actualites/actualites/article/brevets-europeens-apres-lassemblee-nationale-le-senat-autorise-la-ratification-du-protocole-d.html?tx_ttnews%5BpS%5D=1193152650&tx_ttnews%5BbackPid%5D=1856&cHash=15798d7b34

ー ビジネスヨーロッパのプレスリリースについては、以下参照 ー

<http://212.3.246.117/docs/1/LKPDAIMANGHBOHAIFLBBDCDLPDB39DW67D9LI71KM/UNICE/docs/DLS/2007-01390-EN.pdf>

ー 欧州特許庁 (EPO) に掲載された記事については、以下参照 ー

<http://www.epo.org/focus/news/2007/20071010.html>

ー ロンドンアグリーメントについての最近の動向については、欧州知的財産ニュース2007年7～8月号 (Vol.20) 第4頁参照 ー

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_020.pdf

ー ロンドンアグリーメントの概要については、以下参照 ー

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_021_1.pdf

・ 欧州特許庁、特別調査を各国特許庁へ移管

欧州特許庁 (EPO) は、8月31日、EPOが行っていた特別調査 (Special searches) を中止し、9月1日以降、EPOに代わり、各国特許庁が特別調査を行う旨公表した。9月3日現在、オーストリア、ブルガリア、スイス、チェコ、デンマーク、ハンガリー、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スロヴァキア、トルコ、英国の14カ国の特許庁において、特別調査を行うことが可能。なお、本件は、欧州特許ネットワーク (EPN) の主要柱の一つである「顧客サービスプロジェクト」の一施策。

例えば、英国知的財産庁の特別調査 (専門家調査サービス) の概要は、以下のとおり。

英国知的財産庁では、有料で10営業日以内に回答する特別調査を行っており、見積もりは3営業日以内で行う。調査内容は自由とされているが、以下の典型的な調査がHPに示されている。(1) 新規性・進歩性 [£750～]、(2) 特許侵害の可能性 [£1,500～]、(3) 特許の有効性 [£1,500～]、(4) 技術の評価 [£580～]。

(参考) 特別調査

正式に出願された特許出願の特許性に関する調査を「標準調査」と呼び、その標準調査を超えた範囲を調査するものを「特別調査」と呼んでいる。特別調査には様々な種類があり、出願前又は特許付与後における特許性に関する調査、研究開発前の技術水準を調べる調査、特定の技術がある国で特許となっているかを調べる調査などがある。

— EPO のプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.epo.org/focus/news/2007/20070831.html>

— 各国の特別調査の情報については、以下参照（各国特許庁を示しているリンクにより各国特許庁の行っている特別調査の詳細情報を得ることが可能） —

<http://www.epo.org/about-us/european-patent-network/ssp.html>

— 英国知的財産庁の特別調査（専門家調査サービス）については、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/patent/p-find/p-find-expert.htm>

— EPNについては、欧州知的財産ニュース2006年7月号（Vol.14）第8頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf

・英米特許審査ハイウェイ試行開始

英国知的財産庁（UKIPO）は、9月4日、英米間の特許審査ハイウェイ（PPH; Patent Prosecution Highway）の試行が同日付けで開始された旨プレスリリースを行った。試行期間は12月。UKIPO と他国特許庁との間でのワークシェアリングの発展は、ゴアーズ・レビューにおける重要提言の一つとなっており、本試行は7月の日英 PPH 試行開始に続くもの。

— UKIPO によるプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/press/press-release/press-release-2007/press-release-20070904.htm>

— 日英PPH試行開始については、欧州知的財産ニュース 2007年7～8月号（Vol.20）p.3参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_020.pdf

・スウェーデン特許庁、米国のPCT国際調査を引受け

スウェーデン特許庁は、9月12日、米国特許商標庁（USPTO）が受理する PCT 出願の国際調査報告の作成を一部引き受ける旨 USPTO と合意・署名した旨公表した。

第一段階として、9月17日より9週間にわたり、USPTOが受理したPCT出願50件について、スウェーデン特許庁がPCT第一章に規定する国際調査を実施する。その後評価を行い、好ましい結果と判断されれば、更に長期的な委託合意を行う予定。スウェーデン特許庁としては、一定量の業務を確保することにより、サーチ・審査の高い能力レベル維持し高品質なサービスを提供したいとの思惑がある。

－ スウェーデン特許庁のプレスリリースは、以下参照（スウェーデン語） －

http://www.prv.se/om_prv/nyhetsbrev/2007-09-12.html

－ USPTOのプレスリリースは、以下参照 －

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/07-40.htm>

・英国知的財産庁、新しい早期特許・商標審査に関する意見募集を開始

英国知的財産庁 (UKIPO) は、9月21日、新しい早期特許・商標審査 (First track processing of patents & trade marks) に関する意見募集を開始した。意見提出可能期間は、12月14日まで。この新しい早期特許・商標審査は、2006年12月に発表されたゴアーズ・レビューにおいて提言されたもの (提言 25.a, 25.b)。

意見募集の要旨は、以下のとおり。

<特許>

- ・ 現行の早期審査制度は、提案の早期審査制度に取って代わる。なお、現在の早期審査制度とは、適切な理由を提出することにより、無料で早期調査又は早期審査が可能となる制度。
- ・ 提案の早期審査制度の概要は、以下のとおり。
 - 理由提出を不要とし、代わりに追加手数料を支払うことにより、早期調査又は早期審査をすることが可能となる制度。出願日から1年以内に特許付与可能となる。
 - 請求から3ヶ月以内にファーストアクション。できないときは、追加手数料を返還する。ただし、請求から調査・審査前にクレームを補正した場合は追加手数料を返還しない。
 - 早期特許取得のため、出願人にも協力を求めている。例えば、質の良い出願をする、期間延長は行わない、正式な補正書の提出前に補正内容について電話や電子メールで非公式に審査官と連絡を取り合う等。
- ・ 特に、以下の点について意見を求めている。
 - 追加手数料の構成
 - 特許付与前の第三者からの意見提出期間3ヶ月の短縮

- 理由提出の廃止及び追加手数料による早期審査請求件数に対する影響

<商標>

- ・ 現行制度は早期審査制度を有しておらず、出願から約4～6週後にファーストアクションを行っている。ここでの2週間の相違は、出願料支払いの猶予期間が2週間あるため。
- ・ 提案の早期審査制度の概要は、以下のとおり。
 - 追加手数料を支払うことにより、瑕疵のない出願及び手数料を受領してから、10営業日以内にファーストアクションを行うというもの。できなかった場合は、追加手数料を返還する。
 - 適用する出願には、以下の3つの条件を課す。
 - (1) 電子出願であること。
 - (2) 電子的に手数料を支払うこと。支払いの猶予期間は適用されない。
 - (3) 1つの商標を有する出願であること。
 - 上記3つの条件が満たされない場合、通常審査となり、追加手数料は返還される。
- ・ 特に、以下の点について意見を求めている。
 - 上記3つの条件の妥当性
 - 追加手数料によって早期審査請求を適切な件数に制限すること
 - 全出願の約10%が早期審査請求を行うという予測

— UKIPOによるプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/press/press-release/press-release-2007/press-release-20070921.htm>

— 本意見募集の情報は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/about/about-consult/about-formal/about-formal-current/consult-fasttrack.htm>

— 本意見募集の資料本文は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/consult-fasttrack.pdf>

— ゴアーズ・レビューについては、欧州知的財産ニュース 2006年11～12月号 (Vol.16) 24-26頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_016.pdf

・ **ドイツ特許商標庁及び欧州特許庁、特許取得のノーベル物理学賞受賞者へのコメントを公表**

10月9日、ドイツ・ユーリッヒ研究センターのペーター・グリュンベルク教授らにノーベル物理学賞が授与されることが決定した。同教授は80年代に巨大磁気抵抗効果(GMR)を発見し、今日のコンピュータに用いられる大記憶容量ハードディスクの発展に貢献する

こととなったが、この技術について欧州での特許が取得されており、ドイツ特許商標庁 (DPMA) 及び欧州特許庁 (EPO) からそれぞれ以下のコメントがなされている。

◆DPMA –ノーベル賞受賞者グリュンベルクは成功した発明者– (10月12日)

- ・ユーリヒ研究センターは1988年6月、グリュンベルク氏の発明を、学術論文による掲載前にDPMAに特許出願した。その結果、同センターは自身の発明の公開により特許取得を阻害されることなく特許を取得できた。
- ・グリュンベルク氏の特許「DE 3820475 C1」は現在も権利期間が存続中であり、他の特許出願において100回以上引用されている「基本特許」。
- ・(シャープ長官の言として)「我々の発明者、特にその発明の利用に成功したグリュンベルク氏のような発明者が、ノーベル賞を受賞したことは大変喜ばしい。グリュンベルク特許は、特許保護が利益につながることを実証した。」

◆EPO –欧州発明者大賞受賞者にノーベル賞授与– (10月9日)

- ・今年のノーベル物理学賞を受賞したグリュンベルク氏は、2006年、EPOと欧州委員会が共催した「欧州発明者大賞」において、大学・研究所部門の大賞を受賞している。
- ・グリュンベルク氏が発見したGMR効果に関する発明の使用により、その特許を保有しているユーリッヒ研究センターは莫大な収入を得ている。

(注、欧州発明者大賞の選定は、第一次選抜としてEPO審査官が技術的に優れていると判断した案件を抽出、次いで第二次選抜として審査長クラスの選考グループで選別、その結果を有識者からなる選考委員会に提出し、更なる選別を行うことによって決定する。)

– DPMAのプレスリリースは、以下参照 (ドイツ語) –

<http://www.dpma.de/infos/pressdienst/pm071012.html>

– EPOのプレスリリースは、以下参照 –

<http://www.epo.org/focus/news/2007/20071009.html>

・欧州特許庁、EPC2000対応の審査基準を公表

欧州特許庁 (EPO) は、EPC2000に対応した審査基準 (the Guidelines for Examination) を公表した。現在の欧州特許条約 (EPC) の改正版であるEPC2000は、12月13日に発効する予定。

– 本審査基準に関するEPOのHPは、以下参照 –

<http://www.epo.org/patents/law/legislative-initiatives/epc2000/draft-epc-2000-guidelines.html>

・ドイツ特許商標庁、日本国特許庁との特許審査ハイウェイ試行に合意

ドイツ特許商標庁 (DPMA) は、10月19日、同日に、日本国特許庁 (JPO) と特許審査ハイウェイ (PPH) 試行に合意したことについて、「ドイツ及び日本の特許庁間の緊密な協力による早期特許取得」と題したプレスリリースを行った。本プレスリリースの概要は、以下のとおり。

訪日中のシャーマン DPMA 長官は、10月19日、肥塚 JPO 長官との間で、両庁間での試行の合意文書に署名した。

DPMA 及び JPO は、今後、それぞれの審査結果を交換し、相互利用する。一方の官庁が出願された発明を特許可能と判断した場合、他方の官庁において、その発明に関する出願は早期審査を受けることができる。このような場合、その官庁は、PPH の申請から9月以内にファーストアクションを行う。

PPH は JPO が提唱したプロジェクト。米国 (2006年7月)、韓国 (2007年4月) 及び英国 (2007年7月) に続いて、DPMA は、JPO と試行を開始することを決定した。両官庁は、2007年春から集中的に議論を行い、合意の署名は成功裏に終わった。この試行は、遅くとも2008年3月までに始まる予定。試行期間は2年。ただし、試行期間の延長は可能。試行実施後に、両官庁から試行結果の評価がなされる予定。

— DPMA によるプレスリリースは、以下参照 (ドイツ語) —

<http://www.dpma.de/infos/pressdienst/pm071019.html>

— JPO によるプレスリリースは、以下参照 —

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/puresu/press_japan_germany_highway.htm

◀ 意匠・商標 ▶

・英国知的財産庁、新しい早期特許・商標審査に関する意見募集を開始

本記事については、[こちらへ](#)。

・ 欧州共同体，ヘーグ協定ジュネーブアクト加入書を寄託

欧州委員会は，9月25日，欧州共同体がヘーグ協定ジュネーブアクト加入書を世界知的所有権機関（WIPO）に対して9月24日に寄託したと公表した。本アクトは，2008年1月1日より，欧州共同体において発効する。

本加入書の寄託については，閣僚理事会において，2006年12月18日に決定されている。また，欧州委員会は，7月24日，加入に必要な実施規則の改正を済ませている。

— 欧州委員会によるプレスリリースは，以下参照 —

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/1388&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

— 閣僚理事会の決定については，欧州知的財産ニュース 2007年1～2月号 (Vol.17) 10-11頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_017.pdf

— 実施規則改正については，以下参照 —

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/1160&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

◀ 模倣品・海賊版対策 ▶

・ ドイツ連邦司法省，反模倣品団体APM，パネルディスカッションを共催

ドイツ連邦司法省及び反模倣品団体 APM は，10月9日，ベルリンのドイツ商工会議所（DIHK）本部にて，「海賊版及び模倣品に対する効果的な対策(Effective Ways to Combat Product Piracy and Counterfeiting)」と題するパネルディスカッションを行った。本パネルディスカッションの副題として，「G8を背景とした政治とビジネスとの対話」及び「APMの10周年記念」が付けられている。ドイツ政府関係者・産業界，その他欧州知財・税関関係者等，約300名が参加した。

本パネルディスカッションは，（1）ツイプリース・ドイツ連邦司法大臣の講演，（2）ヴァンスレーベン・ドイツ商工会議所（DIHK）会長の講演，（3）パネルディスカッションの3部で構成された。それぞれの概要は，以下のとおり。

(1) ツィプリース・ドイツ連邦司法大臣の講演

模倣品・海賊版による被害額は、ドイツのみで約 250 億ユーロにも上り、模倣品・海賊版対策は喫緊の課題。中国だけを非難するわけではないが、依然として模倣品製造の主要国といえる。消費者が買わなければ模倣品・海賊版は製造されない。この連鎖を断ち切るには消費者に対する意識向上が必要。また、中小企業に対してはどのようにエンフォースメントを行うかという実務的なアドバイスも必要。

(2) ヴァンスレーベン DIHK 会長の講演

この問題は今までも対策を施してきたが、それでもさらに問題が大きくなっている。模倣品・海賊版により、自由な社会(Free Society)が脅かされている。安い物を買うという消費者の意識が問題であり、その行為が社会基盤を徐々に浸食している。模倣品犯罪は極めて組織化されているため、その対処は風車に戦いを挑むようなもの。したがってビジネス界だけでは対応困難なので、各国政府、欧州、G8 という枠組みと協力していくべき。最近ではアジア発のみならず、欧州発の模倣品が出回っていることも認識すべき。

(3) パネルディスカッション

パネル参加者は、ツィプリース・ドイツ連邦司法大臣、スティール・スティールホールディング取締役(機械業界)、ヒーリー EMEAC メルク副社長(化学・製薬業界)、ヴェアカモン・ソニーヨーロッパ欧州渉外部長(電気・通信業界)の4名。主な内容は以下のとおり。

- ・ 販売ルート进行管理することが重要。異なる販売ルートから来たものが模倣品と判断可能。
- ・ 昨年、メルク社の模倣品が欧州内で出回り、5件のリコールを行った(英、仏、ベルギー他)。薬の模倣品がいかに儲かるかとの証明でもある。薬の模倣品は、公衆衛生を阻害。供給ルートが問題。ドイツは、供給ルートが薬局のみであり、管理可能。具体的には、薬の個別パッケージすべてに二次元バーコードを付与しており薬剤師がチェックできる体制が整っている。しかし、最近の問題は、インターネット販売。インターネットで販売されている薬を調べると、例えば育毛剤の場合、その半数以上が模倣品。また、アフリカのサハラ以南ではマラリア、結核、AIDS薬の1/3は模倣品。
- ・ 中国に対しては、非難ではなく、協力して解決策を探るべき。ドイツ特許商標庁は中国の特許庁と緊密な協力を行っている。最近上海を訪問した際、以前に比べてかなり状況が改善されており。大都市中心に中国政府が関わっていることを認識。模倣品の大半は中国発であるとはいえ、中国に対してのみ負荷をかけるのは適切ではない。インド、ブラジル、ロシア、ウクライナ、東南アジアも模倣品のマーケット。G8による継続的なエンフォースに期待。
- ・ 刑事罰は執行までに時間がかかるため、民事対策のほうが实际的。
- ・ 欧州内ではイタリアで問題が多い。模倣品が無印でイタリア国境を通関しその後商標が

貼付されるケースがある。

- ・ (フランスのような、模倣品・海賊版の個人購入への処罰については、対策強化のため賛成との意見、及び、企業家の大半は未だ知財の知識が不足していることを理由に反対との意見がそれぞれ表明された。)

パネルディスカッションの最後に、ツィプリース・ドイツ連邦司法大臣から、次回 G8 のホスト国である日本へ向けて、次回 G8 においても、模倣品・海賊版対策を優先事項にすべきとのメッセージがなされた。

(参考) APM

正式名称は「商品及び商標の模倣に対抗するドイツ経済活動団体」(Aktionskreis Deutsche Wirtschaft gegen Product- und Markenpiraterie. E.V.)。1997年に、ドイツ産業連盟(BDI)、ドイツ商工会議所(DIHK)、ドイツブランド協会の三団体が共同で設立した、非営利民間反模倣品団体。本部ベルリン。会員企業 77社。

ー ツィプリース・ドイツ連邦司法大臣の講演内容は、以下参照(ドイツ語) ー

http://www.bmj.bund.de/enid/4936c96f10618518bf663ad7ac582554.fc88ad706d635f6964092d0934373634093a0979656172092d0932303037093a096d6f6e7468092d093130093a095f7472636964092d0934373634/Reden/Brigitte_Zypries_zc.html

・ 欧州委員会及びスイス知財庁、模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)への取組について公表

欧州委員会は、10月23日、「欧州委員会は、新しい国際的な反模倣品条約を交渉するマンデートを求める」と題して、模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)(Anti Counterfeiting Trade Agreement (ACTA))についてプレスリリースを行った。概要は、以下のとおり。

欧州委員会は、米国、日本、韓国、メキシコ及びニュージーランド(本プレスリリース掲載順)を含む主要な貿易相手国と ACTA について交渉するマンデートを加盟国に対して求めていく。ACTA は、世界中において欧州の知的財産を保護する取組みを強化するものであり、この取組みは、欧州連合(EU)の世界的な貿易戦略にとって鍵となるもの。ACTA の目的は、知的財産の世界的なエンフォースメントを強化する高いレベルの国際的な枠組みを構築し、多くの模倣品に関連する健康及び安全に対する危険から消費者を保護するための戦いを支援することである。

通商総局のマנדエルソン委員は、次のように述べている。「欧州は、知的財産権の保護及び模倣品との戦いへの世界的な取組みの前線に常にいた。この ACTA は、世界的な協力を強化し、新しい国際的な規範を設けるものであり、知的財産権のエンフォースメントに関する新しい世界最高の水準 (global gold standard) を作成することを助けるものである。」

ACTA は、以下の3つの手法で模倣品との戦いに貢献する。

- ・ 標準の調和を導く国際的な協力及び当局間のより良いコミュニケーションの構築。EU は、既に米国など主要国と協力関係を有しており、これらの標準を ACTA の締結を望む国に拡大していく。EU は、将来、先進開発途上国が ACTA に入るのを支援するための移行措置や技術支援について、既に提案している。
- ・ 権利者と貿易相手方との協力による知的財産保護の強化を促進するための共通したエンフォースメント手法の確立。EU は、一貫して、中国のような国に対し、反模倣品に関する法制度のエンフォースメント及び知的財産盗用に対する罰則強化について圧力をかけてきた。国際的なベンチマークによる緊密な協力は、この圧力を強化できる。
- ・ 複製が簡易なデジタル記憶媒体の出現や食品及び薬品の模倣品による健康に対する危険の増加を含む、世界的な経済における知的財産盗用の性質の変化を反映した、強力な近代的な法的枠組みの構築。

欧州委員会による世界欧州コミュニケーション (Global Europe Communication) の重要な点は、世界中における欧州の知的財産の保護とエンフォースメントをさらに強化することであった。欧州企業の知的資産に対する拡散したシステム化された海賊行為を阻止するため、EU は、中国、ロシア、その他の国と共に行動してきた。また、欧州委員会は、インド、韓国、ASEAN 及びラテンアメリカとの自由貿易協定 (FTA) において、強力な知的財産権の章を含めている。

同じく 10 月 23 日、スイス知的財産庁は、「模倣品・海賊版と戦うための国際条約の議論に参加」と題して、「国際貿易において着実に増加している模倣品・海賊版と戦うため、日本と米国は国際条約構想—ACTA—を提唱した。2006 年半ば以降、スイスは他の国々と共に、米国及び日本との予備的協議に参加している。」とのプレスリリースを行った。

— 欧州委員会によるプレスリリースは、以下参照 —

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/1573&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

— スイス知的財産庁によるプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ige.ch/E/news/n1.shtm>

《特許情報・電子出願》

・ クロアチア知的財産庁，2006年年報公表

クロアチア知的財産庁は，8月，2006年年報を公表した。

——— 年報全文は，以下参照 ———

http://www.dziv.hr/en/webcontent/file_library/inf_sources/pdf/godisnje_izvjesce_2006.pdf

《その他》

・ 欧州委員会，中小企業による知的財産の利用に関する報告書を公表

欧州委員会企業・産業総局は，8月20日，「中小企業による知的財産のよりよい利用を妨げている障壁の除去に関する覚書（A Memorandum on Removing Barriers for a Better Use of IPR by SMEs）」と題する報告書を公表した。欧州委員会から独立した知的財産専門家により構成されたグループ（議長：マーチャント前英国特許庁長官）が作成。現在の中小企業による知的財産の利用状況を研究し，その研究結果に基づいて提言を行っている。なお，本報告書の見解は欧州委員会の見解ではないとの注釈がある。

報告書の概要は，以下のとおり。

- ・ 中小企業の知的財産利用の方法として，大企業との共同研究が増加している。
- ・ 中小企業の知的財産に関する要望は，業種ごとに異なっている。
- ・ 欧州には，数多くの知的財産に関する中小企業支援策があるが，全ての活動がうまくいっているとは言えない。ベストプラクティクスは少なく，それらも共有化されていない。要望とのズレもある。日米の中小企業に対するイノベーション促進支援策に学ぶべき。
- ・ 提言は，以下の5つのグループに分類される。
 - (1) イノベーション支援策，知的資産と知的財産

中小企業へ知的資産の重要性を理解させる施策が必要。

(2) コラボレーションとパートナーシップ

各加盟国，欧州国際機関が協力し，ベストプラクティクスを共有すべき。

(3) 知的財産と法的枠組み

欧州の特許制度の簡素化が必要。

(4) 権利のコスト側面と権利取得

訴訟コストを下げるため，訴訟保険，訴訟前意見制度などを研究すべき。

(5) その他の財務的側面

知的財産の利用を高める税制度の議論を紹介。

— 欧州委員会企業・産業総局によるプレスリリースは，以下参照 —

<http://www.proinno-europe.eu/index.cfm?fuseaction=nwev.NewsReader&news=1917&lang=EN&topicID=90&parentID=0>

— 本報告書は，以下参照 —

http://www.proinno-europe.eu/NWEV/uploaded_documents/IPR_Expert_group_report_final_23_07_07.pdf

(以上)